

個別避難計画の作成 Q&A (令和8年5月1日版)

◎目次

1. 個別避難計画とは何ですか。
2. 避難行動要支援者名簿とは何ですか。
3. なぜ施設に入居している場合は、個別避難計画を作成しないのですか。
4. 個別避難計画に記載した個人情報を守られますか。
5. 個別避難計画の作成について、対象者が認知症やその他障害があり、十分な判断ができず、同意が得られない場合は、個別避難計画を作成できないのですか。
6. 個別避難計画を作成した場合、災害時に優先的に支援が受けられますか。
7. 避難支援者は、どの程度まで支援を行わなければならないのですか。
8. 避難支援者には、どのような義務や責任が発生しますか。
9. なぜ地域に避難支援者を求めるのですか。
10. 避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか。
11. 「緊急連絡先」欄、「避難支援者」欄に民生委員・児童委員を記載してもいいですか。
12. 避難支援者がいない、避難方法がない、自宅からどうしても離れたくない等の理由で「避難先」欄を在宅避難とする場合、個別避難計画の作成対象から外れますか。
13. 避難所は、対象者の居住地によって指定されていますか。
14. 災害時には必ず避難所等へ避難しないといけないのですか。
15. 重度の障害のある対象者（寝たきりや医療器具を装着している、または移動に複数名の介助を必要とする場合など）の避難場所や避難経路はどのように記載すればいいですか。
16. 「④災害リスク」欄について、浸水想定・土砂災害・地震想定はどのように確認すればいいですか。
17. 個別避難計画のとおり避難できない場合はどうなりますか。
18. 個別避難計画に記載されている項目は、全て埋めなければなりませんか。
19. 個別避難計画は、どのように保管したらいいですか。

Q1	個別避難計画とは何ですか。
A1	<p>高齢者や障害者などの自ら避難することが困難な避難行動要支援者の一人ひとりに対して作成する避難支援のための計画を個別避難計画といいます。</p> <p>令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、国の指針では優先度が高いと市町村が判断した者について、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされました。</p>

Q2	避難行動要支援者名簿とは何ですか。
A2	<p>高齢者や障害者などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援が必要な方を避難行動要支援者といい、あらかじめ避難行動要支援者の情報を登載した名簿を避難行動要支援者名簿といいます。</p> <p>船橋市では、宿泊可能避難所となる小中学校に配備されており、災害発生時には地域住民を中心とする避難所運営委員会が、名簿をもとに安否確認を実施します。</p> <p>◎船橋市避難行動要支援者名簿登載基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定（要支援1～2、要介護1～2）を受けている方 ② 要介護認定3以上を受けている方 ③ 1・2級身体障害者手帳所持者 ※ただし免疫障害者を除く ④ A判定以上療育手帳所持者 ⑤ 1級精神保健福祉手帳所持者 ⑥ 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24時間人工呼吸器装着者 ⑦ 小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者 ⑧ その他市長が認めた者

Q3	なぜ施設に入居している場合は、個別避難計画を作成しないのですか。
A3	<p>福祉・介護・医療施設等に長期入所（入院）している方は、避難行動要支援者に該当しないため、対象外となります。施設の職員による避難支援等が可能であると考えておりますので、個別避難計画の作成も対象外となります。</p>

Q4	個別避難計画に記載した個人情報を守られますか。
A4	<p>災害対策基本法第49条の17に秘密保持義務が定められており、避難支援等関</p>

	<p>係者は、対象者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。</p> <p>◎災害対策基本法 （秘密保持義務）</p> <p>第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
--	---

Q5	個別避難計画の作成について、対象者が認知症やその他障害があり、十分な判断ができず、同意が得られない場合は、個別避難計画を作成できないのですか。
A5	本人が自筆できない場合や同意についての判断が困難な場合は、「個別避難計画にかかる同意書」へ代理の方が署名いただければ、個別避難計画の作成が可能です。

Q6	個別避難計画を作成した場合、災害時に優先的に支援が受けられますか。
A6	個別避難計画を作成することにより、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者やそのご家族の安全が前提となるため、作成によって災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではありません。

Q7	避難支援者は、どの程度まで支援を行わなければならないのですか。
A7	避難支援者は、まず対象者やそのご家族に連絡し、安否確認や情報伝達を行ってください。併せて、可能な範囲で対象者と一緒に避難していただきたいと考えています。

Q8	避難支援者には、どのような義務や責任が発生しますか。
A8	避難支援者は、あくまでも善意と地域の支えあいの精神に基づき避難支援を行うものであり、災害時に避難支援ができない場合において責任を伴うものではありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、可能な範囲で避難支援をお願いします。

Q9	なぜ地域に避難支援者を求めるのですか。
-----------	---------------------

A9	<p>災害時には公的機関が様々な支援活動を行います。災害の規模が大きいほど被害は大きくなり、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。そのような場合でも、地域の方同士で協力し助け合うことが、一人でも多くの生命・身体を守ることに繋がります。そのための準備として、個別避難計画の作成を通じて互いに顔の見える関係を作っていただきたいと思います。</p>
----	---

Q10	<p>避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか。</p>
A10	<p>避難支援者自身が被災するなど、状況によっては支援できないことも想定されます。ご自身やご家族の安全を確保した上で、可能な範囲で行う支援であり、個別避難計画の作成によって必ずしも災害時の支援が保証されるものではありません。</p> <p>支援を受ける方、支援する方の双方が了解の上、個別避難計画を立てていく必要があります。</p>

Q11	<p>「緊急連絡先」欄、「避難支援者」欄に民生委員・児童委員を記載してもいいですか。</p>
A11	<p>制限はありませんが、記載される場合には、事前に、緊急連絡先になる方または避難支援者となる方に了承をいただけてください。</p> <p>緊急連絡先と避難支援者については、親族に限らず、友人、知人、近隣住民など幅広くご検討いただければと思います。</p>

Q12	<p>避難支援者がいない、避難方法がない、自宅からどうしても離れたくない等の理由で「避難先」欄を在宅避難とする場合、個別避難計画の作成対象から外れますか。</p>
A12	<p>個別避難計画は、同意が得られない場合や対象者に該当しない場合のみ作成対象外となります。計画は避難の実効性を高めるためのものですが、重要なのは避難先を把握しておくことです。</p> <p>実際の発災時の状況によっては在宅避難も選択肢のひとつとなりますが、計画作成に同意された対象者には、行きやすい避難所への計画作成をお願いします。</p>

Q13	<p>避難所は、対象者の居住地によって指定されていますか。</p>
A13	<p>居住地による指定はありません。避難所までの道のり等を考慮した上で、対象者が行きやすい避難所を選択してください。</p> <p>船橋市HPに避難所となる小中学校等を掲載していますので、参考としてください。</p>

Q14	災害時には必ず避難所等へ避難しないといけないのですか。
A14	大規模な自然災害などが発生した際に、倒壊や浸水、土砂崩れ等の危険のない安全が確保されている住宅であれば、在宅での避難でも問題ありません。

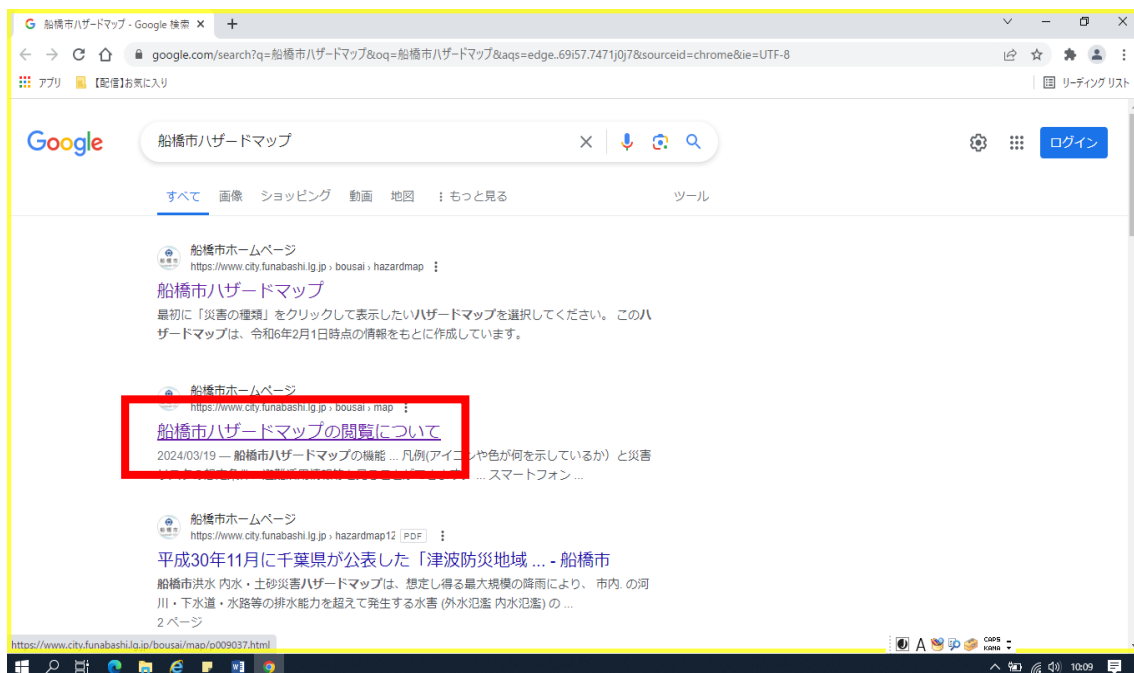
Q15	重度の障害のある対象者（寝たきりや医療器具を装着している、または移動に複数名の介助を必要とする場合など）の避難場所や避難経路はどのように記載すればいいですか。
A15	対象者本人やそのご家族、避難支援者等と相談し、現実的な避難の仕方、避難場所を記載してください。また、避難時の支援で注意が必要な内容があれば、「その他留意事項」に記載してください。

Q16	「④災害リスク」欄について、浸水想定・土砂災害・地震想定はどのように確認すればいいですか。
A16	船橋市HPにて、ハザードマップを公開しています。対象者の住所を検索いただき、災害リスクの該当の有無について記載してください。 以下にハザードマップの見方を公開していますので、ご参考ください。

- ① 「船橋市ハザードマップ」で検索
- ② 「船橋市ハザードマップの閲覧について」をクリック



QRコードからもハザードマップにアクセスできます



③ 専用ページが開きます。



【URL】<https://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/hazardmap/index.html>

Q17	個別避難計画のとおり避難できない場合はどうなりますか。
A17	予定した避難とは異なったとしても、個別避難計画には個人の身体状況や留意すべき事項等の避難する上で役に立つ情報が記載されています。まずは、安全な場所に避難していただくことが重要になりますが、個別避難計画の情報を活用することで、より適切な支援や対応が可能になると考えています。
Q18	個別避難計画に記載されている項目は、全て埋めなければなりませんか。
A18	全ての項目を記載することが望ましいですが、様々な事情により困難である場合には空欄でも構いません。
Q19	個別避難計画は、どのように保管したらいいですか。
A19	個別避難計画は、非常持出品と一緒に保管してください。 また、必要に応じて個別避難計画を印刷し、ご家族や緊急連絡先、避難支援者となっている方と共有いただければと思います。